

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第11回ガスシステム改革小委員会

日時 平成26年7月17日（木）10：00～11：38

場所 経済産業省本館地下2階 講堂

1. 開会

○山内委員長

定刻までまだ少し時間がございますけれども、委員の方、オブザーバーの方、皆さんお揃いのようなので、第11回ガスシステム改革小委員会を開催いたします。

本日は、最初の論点整理の中の論点4、卸取引の選択肢拡大に向けた環境整備について、この議論を行いたいと思います。

初めに、事務局から本日のオブザーバーをご紹介します。

○ガス市場整備課長

本日は、日本ガス協会、川岸隆彦常務理事、日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事、石油事業者から石油連盟、押尾信明事務局長、そして電気事業者から東京電力株式会社、佐藤美智夫カスタマーサービス・カンパニーガス営業部長が出席されています。また、公正取引委員会等から出席があります。

プレスの皆様の撮影は、ここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方はご着席ください。

○山内委員長

よろしゅうございますでしょうか。

2. 議事

卸取引の選択肢拡大に向けた環境整備について

○山内委員長

それでは、議事に入ります。

本日の議論は、資料3に論点が幾つかあるんですが、その論点ごとに進めていきたいと思えます。

まず論点4-1、LNG基地の第三者利用の促進について議論を行います。

まずは事務局から、資料3についてご説明をお願いします。

○ガス市場整備課長

論点については事前に委員の皆さんにご説明申し上げたところですが、資料に沿って改めて本日の論点を確認したいと思います。

資料3の1ページをごらんください。論点4-1、LNG基地の第三者利用の促進についてです。このページでは、日本のLNG基地の現状を紹介しています。日本は1970年頃から世界に先がけて液化した天然ガス、LNGの輸入を進めてきました。このページの下グラフにあるように、先進諸国の中でも天然ガス供給に占めるLNGの比率が非常に高くなっています。その結果、3ページの表のとおり、世界でも類を見ない32カ所のLNG一時受入基地が設置され、これらの基地が都市ガスの導管網の基点となり、あるいは周辺の火力発電所への燃料供給源となってきました。これらに加えて、4ページにあるように、さらに新しい基地の建設も計画されているところです。

2ページに戻っていただいて、したがって、基地の規模は周辺の都市ガス需要や火力発電需要に応じて様々です。最大の266万キロリットルの容量がある千葉県の袖ヶ浦基地から10万キロリットル未満の容量の基地まであります。

5ページの表をごらんください。LNG基地の整備には400億円から1,000億円の巨額の投資と5年程度の長い期間を必要とします。都市ガス会社や電力会社などは長期的な需要を見定めながら基地整備に取り組んできています。

6ページに進んでください。LNG依存度が高い日本においては、仮にLNGを海外から調達できても、基地がなければ都市ガス事業や火力発電事業に参入することができません。しかし、これだけ大きな投資を要する基地の設置は容易なことでもありません。そこで、平成13年から14年に資源エネルギー庁が開催したガス市場整備基本問題研究会は、ガス市場などへの新規参入の促進と調達の多様化の観点から「設置されたLNG基地を、第三者が透明かつ公正な形で利用できることが必要」と指摘しました。一方で、LNG基地は建設の容易性や余力の開示方法の困難性などの点でガス導管とは性格が異なることから、その利用は基地事業者と利用希望者の相対交渉によることとされました。これを受けて資源エネルギー庁と公正取引委員会がLNG基地の第三者利用に関する適正なガス取引のあり方について指針を示しました。6ページの中ほどに概要が書いてあるものです。①基地事業者に対して利用希望者との交渉の全体や交渉ルールを明確にするための要領を策定すること、②基地容量、運用状況や将来の運用予定など余力を推定するに十分な情報を公開すること、③利用の申出を拒否する場合には理由を文書により通知すること、④利用契約の締結に至った場合は主な契約条件を一定期間後に公表すること、が望ましいとしています。

現時点で、これらの手続に沿ってLNG基地が利用された実績はありません。ただし、基地事業者と利用者が別の事業者である例や、複数の事業者が同じ基地を分け合っている例は存在します。手続自体が使われないことの評価については、この手続が使いにくいとの評価もあれば、そもそも利用のニーズがなかったのではないかと評価もあります。現場の認識については、本日参加されているオブザーバーからも発言いただければと思います。

7ページをごらんください。米国の様子を紹介しています。①にあるように、米国では天然ガス調達におけるLNG基地の位置づけは日本よりも小さいです。今は米国内での産出が増えていて米国は輸入していない状況ですので、なおさらその位置づけは小さくなっています。米国においては州と州とをつなぐ長距離導管の開放と同様に、LNG基地も開放すべきとの政策がとられてきました。ただし、LNG基地の新規建設の投資意欲を削ぐとの考えから、2005年から今年までに建設された基地は開放義務の対象外とされています。

9ページをごらんください。欧州の状況です。欧州では、小売の全面自由化に合わせて基地の第三者利用も求める制度が置かれました。現在のルールでは投資インセンティブに配慮して、新設基地は一定期間、第三者利用の適用が除外できることとなっています。

12ページの表をごらんください。日本と欧米の現状を比較した表です。欧米ではこのようなルールがある結果、実際に幾つかの国では第三者が利用している実績があります。例えば米国には基地が11ありますが、そのうち3つの基地が開放の対象となっており、実際に利用された実績も3カ所です。イタリアにおいても3カ所のうち2カ所が対象になっており、それらについて開放の実績があります。スペインにおいても6カ所すべての基地が開放の対象になっており、実績がそれぞれの基地であるとのこと。フランスも3カ所基地があり、それらが開放の対象となり、実績もあります。

13ページをごらんください。こうした欧米の状況と比べた日本の状況です。LNG基地を利用できるか否かは日本の都市ガス市場への参入においては欧米以上に重要な意味を持ちます。しかしながら、現在の適正取引指針では、なかなか第三者が利用しにくいとの指摘も出ています。

具体的に寄せられている改善要望を①から⑤にまとめてあります。①現在の指針では、幾らぐらいで借りられるのかという利用料金の計算方法があらかじめ書いていない、それは交渉の中で明らかにされるけれども、これをあらかじめ明確にしてほしいということ。②基地の利用目的をガス販売、ガス事業に用いる場合に限定する要領が一部にあるのですが、別に利用目的を制限する必要はないのではないか。③利用申し込み時に供給予定先、「このガスはだれに売のですか」を求めている要領があるけれども、これは基地利用の是非の判断には関係ない情報であって、そうした開示は必要ないのではないか。④LNGに搬入するタンカーについてはあらかじめ何カ

月前に知らせてくださいと求める要領がありますが、その事前期間が非常に長い。したがって、配船計画を策定する際には、基地の所有者と利用希望者を公平な条件で扱うべきではないかということ。⑤基地余力の見通し等のデータが、基地ごとではなく基地事業者でまとめて示してある。したがって、今の要領では、複数の基地を所有している事業者についてはどの基地がどれだけ空いているかわからないものがあるので、これを基地ごとに示すことはできないか。これらの要望が寄せられています。

一方、基地を所有する事業者からは、こうした指摘に対して以下のような意見が出ています。

①これまで基地利用申し込みの実績もないため、利用希望者の具体的なニーズがまだよくわからない。②利用料金は利用形態や時期により大きく異なるため、あらかじめ一律に「幾らです」と示すことは難しい。③基地余力の過度な情報開示は調達交渉上の制約となるリスクがある。また、基地余力は調達環境により変動するため一律な開示は難しい。④過度な第三者利用の促進は事業者の基地建設のインセンティブを損なう恐れがある。⑤突発的なトラブルへの対応等のため、どれぐらい貸すか、逆にどれぐらい使えるかという余力は留保してほしい。また、基地運用には綿密な計画を要することから、実態に配慮した利用ルールとしてほしい。これらの意見が寄せられています。

以上を踏まえ、(5) 本日の論点ですけれども、上のような改善要望がある場合に、これを踏まえて、少なくとも今の適正取引指針の内容を改める、あるいは公表されている要領の内容を改めるという取組が必要ではないか。その上で、適正取引指針という今のルールでは必ずしもすべての基地事業者が実施しておらず、あくまでも望ましい行為を示したものであるため、法的拘束力もなく、事業者の自主的取組に委ねられているので差がある。したがって、どの基地についても同じような条件、手続を示すために、こうした対応を法律で定めて求めるといった選択肢についても本日はご議論いただきたいと思っています。

その場合、どのような制度があり得るか、イメージを①以下で示しました。①は、基地事業を開始する際にどのような規制を課すべきか。これは以前、小売事業者や導管事業者の開始について、例えば登録制か許可制かとの議論がありましたが、基地については現在、事業規制はなく、特定の事業者に独占を認めないと設置しにくい、つまり導管のような性質があるものではありません。需要を見込めばそれはどの事業者でも設置してよいのではないかと考えられます。ただし、どの事業者が第三者利用に係る手続義務を課すかわからないと借りようがないため、少なくともどの事業者が基地事業を営んでいるか、どこにつくっているかといった最低限の情報を把握するための届出は必要ではないかと考えられます。

次に、②どのような利用条件で使えるか透明性をもって公表してもらうことが必要かという論

点です。その中には手続や料金が含まれます。現在の適正取引指針でも、その多くは公表が推奨されているところですが、法律により届出と公表の手続を定めてはどうか②の論点です。

③は余力について、やはりあらかじめ情報公開を求めるべきではないかとの論点です。

④は、ある人は非常に優遇するけれども、別の人には高い料金を求めるということではなく公平に扱うべきではないか、不当な理由で利用を拒否することは禁止すべきではないか、との論点です。

なお、最後に書いてあるのが、が対象の基地をどう定めるかという論点です。容量が一定以下の基地、例えば大型タンカー1隻分に満たない10万キロリットル以下の基地などの一次受入基地や、内港船が運んでくる二次基地などについては対象とせず、これらの基地は現行の適正取引指針の対象にいる状態を維持し、まずは大きな基地から法定化の対象にするとの考え方が可能かどうかです。

以上のような論点についてご議論いただきたいと思います。

○山内委員長

次に、オブザーバーの石油連盟から意見表明の申し出がありますので、お願いします。

押尾事務局長、ご説明をよろしく願いいたします。

○押尾石油連盟事務局長

本日は貴重なお時間いただきまして、ありがとうございます。

時間も限られておりますので、早速お手元の資料に沿ってご説明を差し上げたいと思います。

本日は、特にLNG基地の第三者利用の促進という観点からご説明させていただきたいと思えます。

1ページですけれども、まず、石油業界の意見を説明させていただく前に、石油業界のガスシステム改革に対する方針についてご説明したいと思います。

ご存じのように、少子・高齢化あるいはライフスタイルの変化、さらには温暖化あるいはガスシフト、こういった影響がございまして、国内の石油需要は大幅に減少する見込みとなっております。一方で、利便性、経済性に加えまして緊急時対応力の高い石油は、引き続き一次エネルギー供給の太宗を占めることが見込まれておりまして、安定供給確保が重要な政策課題になっているところでございます。

左の図にございますように、石油産業は石油精製・元売をコアにしなから、消費者の方々が求めるエネルギーを供給する総合エネルギー産業を目指して取組を進めているところでございます。中でも小売、卸売を含みますガス供給事業につきましては、これまで培ってきました灯油とか重

油の民生・業務・産業用燃料、こういった販売ノウハウあるいはそれを支えますネットワークを活用した展開が可能な極めて有望な事業であると考えております。

こうした方針につきましては、先般、閣議決定されました新しいエネルギー基本計画の中にも記載されておりまして、我が国の経済成長を牽引していくことが期待されているものでございます。

次に、2ページをごらんください。本日のご説明の概要でございます。

1つは、事務局の資料にもございますとおり、LNG基地は初期投資が大きくて東京とか大阪といった需要集積地の近くに新たに基地を建設することは実質的に困難であるという点などから、ボトルネック性が高い設備であるため、ガスの市場の自由化に当たりましては、こうしたLNG基地の第三者利用を促進することが重要であると考えております。そのため、現在の指針で示されておりますように当事者間の相対交渉に委ねるのではなくて、第三者利用ルールあるいはこれに基づく料金算定ルールを明確にさせていただくようお願いしたいと思います。

加えまして、基地保有者と新規の基地利用者との間の公平性、透明性を高める取組、第三者が利用を検討するに当たって予見可能性を高めるために、基地の余力などの情報開示をお願いしたいと思います。

2つ目は、ガス卸取引市場の創設、それから、本日の論点からはちょっと外れますが、託送料金の適正性とか託送制度の公平性を高める取組、こういったものについてもあわせてお願いしたいと思います。

次のページをごらんください。

本日のご説明の重要なポイントでございますLNG基地の第三者利用ルールにつきまして、料金算定ルールを含めた明確化についてご説明いたします。

こちらの表にございますように、LNGタンクを第三者が利用するに当たりましては、2つの方法があるのではないかと考えております。1つ目は、ルーム貸し方式と読んでおりますけれども、タンク能力の一部を賃借する方法でございます。石油業界では、比較的長期にわたって単独で頻繁に物の出し入れを行うようなケースでは、こういったルーム貸しを利用することがございます。ただ、この方式ではタンク能力の余力分を占有してしまうということで、新規の参入は限定的になってしまうことと、頻繁に物の出し入れがない場合に、タンクの回転率が余り上がらなくて非効率なタンク運用になってしまうといったデメリットがございます。

下の段ですが、こうした問題を解決する方式が、石油業界では一般的に活用しております消費寄託方式でございます。これは搬入する在庫を実質的にタンクの利用者が共有して運用するものでございまして、自ら持ち込んだ在庫量の制約を受けずに物の出荷が可能となるため、上のルー

ム貸し方式に比べて新規の参入機会は拡大するものと思います。これによりましてタンクの回転率を高め、全体でよりコスト削減効果が得られるというメリットがございます。

こうしたLNG基地の第三者利用ルールあるいは料金の算定ルールの導入をお願いいたしますとともに、消費寄託方式による利用が可能な制度としていただくようお願いしたいと思います。

この消費寄託方式につきましてはタンク回転率の向上と、それから、既に利用している分も含めましてコスト削減を通じて、事業者だけではなくて消費者の方にもメリットをもたらす方式だと思っております。

4ページをごらんください。

このグラフは、ルーム貸方式の在庫の推移を例として示しているものでございます。前提条件は右側を書いてありますとおり、タンクの能力を20万キロリットル、そのうちデッドストックを2万キロリットル、したがって活用できる能力は18万キロリットルで、基地保有者が13万キロリットルを使用しているというものでございまして、新規の参入者Aは残りの5万キロリットルをルーム貸するという例でございます。

この概念につきましては、右の小さい絵にございますように、1つのタンクに2つのルームが存在する、そしてそれぞれがそのスペースを占有するという方式でございます。

大きいグラフにつきましては、ルーム貸しで右下の数値、④と書いてありますが、各々が払い出しをしてLNGの搬入を行った場合の、全体の在庫の動きを示してございます。グラフの縦線の部分が空いているタンクの能力になりますが、ルーム貸し方式では基地保有者と新規A、各々がタンク能力を占有してしまうために、高い頻度で物の出し入れをしない限り活用できないタンク能力が大きくなってしまいます。新規参入者が限定的であることに加えまして、第三者が利用してもタンク回転率が余り上がらないので、コスト削減効果も小さくなってしまいます。したがって、新規参入のインセンティブが働かないということにならうかと思えます。

5ページをごらんください。

こうした問題を解消し、第三者利用を促進してタンクの回転率を高めまして、全体で大きいコスト削減効果が得られる消費寄託方式の導入をお願いしたいと思っております。

このグラフは、消費寄託方式を説明させていただくために、4ページのルーム貸方式におけるガスの払い出し、LNGの搬入量を変えないで消費寄託方式に変更した場合に、LNGの搬入パターンをどう効率化させることができるか、その結果、在庫推移がどう変化するかを示したものでございます。

タンクの能力は、先ほどの20万キロリットルからデッドを引いた18万キロリットルを基地保有者と新規Aが——ここでは赤に統一されておりますけれども——が共同利用し、在庫を基地保

有者と新規Aで区別なく使用できる方式でございます。ここでは各々があらかじめ定められた期間のガスの払出量とLNGの搬入量を一致させております。

基地保有者のLNG搬入量とその頻度は変えずに、ルーム貸方式では新規A、前のページでは緑でしたけれども、Aは12万キロリットルを3回に分けて搬入する必要があったわけですが、消費寄託方式では、ルーム貸しにおけるタンクの上限、Aの場合は5万キロリットルですが——の制約がなくなりますので、12万キロリットルの1回で済ませることが可能になります。その結果、この点線がルーム貸し方式の波になりますけれども、その在庫推移と比べまして消費寄託方式ではピーク在庫量が下がりますので、全体の空き容量も拡大しております。

ガスの払出量、LNGの搬入量を変えずに全体的にタンクの余力が生じますので、新規参入機会が拡大して、コスト削減も可能になると考えております。

6ページをごらんください。

このグラフは、5ページの消費寄託で生じたタンク余力をより効率的に活用して、先ほどの新規Aに加えてさらに新規利用者Bが参入した場合の在庫の推移を示しております。この緑の部分でございます。具体的には、基地保有者と新規Aの合計払出量、先ほど合計で日量1.2万キロリットルでございましたけれども、これに加えて消費寄託方式で生じたタンク余力を活用し、日量2.4万キロリットルの新規Bが参入した例でございます。これによりタンクの回転率も大幅に向上いたしまして、よりコスト削減効果が得られると考えております。

さらに、基地保有者と新規Aの合計払出量、日量1.2万キロリットルでございますが、グラフをごらんいただきますと下のほうに点線がございますけれども、基地保有者と新規Aの在庫量が両者の合計払出量を割り込んでいるポイントがございます。3ページでご説明しましたように、消費寄託方式では搬入する在庫を実質的にタンク利用者が共有して運用いたしますので、自らが持ち込んだ在庫の制約を受けずに払出しが可能になります。逆に、グラフでは読み取りにくいんですけども、新規Bにつきましても、在庫を割り込んで払い出しているポイントがございます。

このシミュレーションでは、タンクの余力を一層効率的に活用するために、新規BはLNGを9万キロリットルずつ8回に分けて搬入しております。このタンクの余力を活用して在庫を共有することによりまして、払い出しをストップさせることもなく払出量も増加させることが可能ということで、消費寄託方式のメリットがご理解いただけるのではないかと思います。

7ページをごらんください。

このグラフは、今まで説明してまいりましたタンクの利用の3つのパターンを重ねまして、主にルーム貸方式と消費寄託方式のタンクの空き容量を比較してございます。

一番下が基地保有者単独でございまして、ルーム貸方式につきましてもは一定程度空き容量を活

用した形になってございますけれども、その拡大領域はそれほど大きくない。これに対し、消費寄託方式につきましてはさらなる新規参入が可能となりまして、その結果、タンクの空き容量の一層の活用が可能になると思います。

結果、この表にございますように、タンクの回転率の大幅な引き上げによるタンク固定費の大幅な削減が可能となります。

料金メニューにつきましては、こうした消費寄託方式によるタンク貸しでは、基地利用者がガスの払出量に応じた同一の基地利用料金を負担するという方法をお願いしたいと思います。

8ページをごらんください。

こちらはただいまの在庫の話から少し離れまして、基地保有者と新規利用者間の公平性、透明性についてご説明いたします。

表の中に「現在の取扱い」という欄がございますが、これは大手都市ガスA社さんのLNG基地の取扱要領に記載されている内容でございます。今日は課題を明確にするために個別の事業者さんの事例を引用させていただいておりますけれども、ご容赦くださいますようお願いいたします。

まず、引受条件のところをごらんいただきますと、新規基地利用者のガス利用がガス販売事業に限定されております。LNG基地の利用に当たりまして、ガス供給事業の参入はもとより基地保有者と同じく発電など、用途制限されることなく自由に利用させていただくようお願いしたいと思います。

次の段はLNG船の配船調整についてですが、どちらに優先権があるということではなくて、基地保有者が年間の配船計画などを策定されると思いますが、その際に新規の基地利用者も含めて、公平なルールのもとで協議に参加させていただきたいということをお願いしたいと思います。

また、基地の利用の申し込みに当たりまして、ガス供給先の情報を保有者に提示することが求められておりますけれども、これはライバル事業者営業情報を事前に教えてしまうことになり、競争上不利になりますので、少なくともガスの供給先が特定できない程度の情報の提供に止めさせていただければと思います。

最後に、上の四角の2つ目ですけれども、事業の予見可能性を高めるために、5年もしくはそれ以上の中長期におけるLNG基地ごとの空き容量の見込み、さらには基地利用を申し込んだ際の基地棧橋の空き状況、こういった情報開示をお願いしたいと思います。

最後のページをごらんください。

こちらに整理しておりますことは既にもうご議論されているところでございますけれども、1つは、卸売市場の創設につきましては私どもとしてもお願いいたします。

オープンアクセスにつきましても進めていただきたいと思います。

託送料につきましても、内部補助の防止とか原価の適正配賦のための透明性向上、こういったものに向けた取組をお願いしたいと思っています。

それから、託送制度に関しましては、公平性の観点から自己託送も対象としていただきたい、あるいは同時同量制度の緩和もお願いしたいと思っています。

ちょっと長くなりましたが、以上で私の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からのご説明とオブザーバーからのご意見表明につきまして、委員の皆さんでご質問、意見交換を行っていきたいと思っています。

いつもどおり、ご発言を希望される委員の方はお手元の名札を立てていただくようお願いいたします。

○橘川委員

申しわけないんですけども、10時40分ごろ出なければいけないので、最初に発言させていただきます。

まず、今日のテーマに入る前に、1回この委員会が日程飛んだことがあったと思うんですけども、保安のほうに投げて保安の審議会で議論するというのは当然だと思うんですが、自由化の議論自体はこの委員会ですと積み重ねてきたわけでありまして、保安の委員会が自由化のことに——露骨に言ってしまうと口出しするのはおかしいのではないかと私は思います。そこところはきちんと整理して、保安は最善の保安をやるのは大事だと思うんですけども、自由化の議論は自由化の議論としてちゃんとやって、その平仄を合わせるという話だと思いますので、我々の委員会が今まで粛々として進めてきた自由化へ向けての流れを変える必要はないのではないかと思います。

特に消費者の方、私たちは、消費者がガスの選択の自由が得られるというのは非常に消費者のメリットになると思いますので、その原点を忘れてはいけないのではないかと思います。それは言わずもがな、余計なことかもしれませんが。

それから、今日のところですが、基本的には事務局の提案に私、賛成します。ただ、細かいことですけども、事務局のペーパーの13ページ、論点の1行目に「上記（2）の改善要望を踏まえ」と書いてあるんですけども、改善要望自体は真上の（4）に書いてあると思うので、「上記（4）」にしておいた方が後でもめることが少ないのではないかと思いますので、そうしたほ

うがよいのではないかと思います。

お答えは、もし時間外になったら後で議事録を読みますけれども、私の一番の疑問点は、この方向性はいいと思うんですけども、日本のLNGタンクはガス業界よりも電力業界のほうが大きいし、一部石油業界にもあるわけですけども、ここの委員会で検討することがそういう電力のタンクとか石油のタンクにどういう影響を与えるのかというあたりの整理をきっちりしなければいけないのではないかと思います。

今日は石油連盟と東京電力の方、多分新規参入者として来られているような気もするんですけども、一方では基地事業者でもあるわけでありまして、そここのところの整理を知りたいと思います。

それから、今お聞きしたのは石油連盟の方なので、この消費寄託方式がいいという話はよくわかったんですけども、1点、これは石油タンクから発想されたと言われましたけれども、そうすると、石油タンクの第三者利用もあり得るということなんでしょうか。例えば電力業界では重油を使うことがあるわけですけども、これからそういう話に進んでいくのかどうか、その辺のところをちょっと知りたいと思います。

○山内委員長

今の点について、特にお答えごさいますでしょうか。

○押尾石油連盟事務局長

先生ご存じのように、石油タンクにつきましては石油会社だけではなくて商社あるいは流通業者も持っておりまして、元売以外の事業者がタンクを保有しております。欧米も同じかと思いますが、こういった石油タンクにつきましては私ども、LNG基地のようにボトルネック性が高いとは考えていないんですが、そういった状況もあって、今までは石油のタンクについて何かルールを決めてオープンにするとか、そういう必要性もなかったと考えております。

基本的には既にオープンにしているつもりなんですけれども……、そういうお答えでよろしいんでしょうか。

○橘川委員

ボトルネック性は石油タンクでも十分あると私は思いますけれども。

○山内委員長

あと、電力会社がお持ちだとか石油会社がお持ちのタンクについての影響。

これについては事務局として。

○ガス市場整備課長

幾つかの主体がありますが、現在の公正取引委員会と資源エネルギー庁が作成している取引指

針も、対象はすべてのLNG基地事業者で、その主体がガス事業者であるか電力事業者であるかは問わない形になっています。今回は、この指針を前提にしてその見直しがどうあるべきかという議論ですので、法律で定める場合も主体を問わずすべてのLNG基地が対象とする前提です。したがって、本日のオブザーバーにも使われる立場と使う立場と両方の立場でご意見をいただければと思っております。

○永田委員

基地の利用につきまして、米国の事例と欧州の事例がございますけれども、米国の場合は、この資料によりますとFERCが一旦は基地利用を促進するようにしたにもかかわらず、逆に基地保有事業者の投資のインセンティブを削いでしまい、その後の基地の建設が十分行われなかったということを一つ事実として指摘されています。

一方、欧州におきましては規制型にして、なおかつ会計分離であるとか空き容量の死蔵禁止であるとか一定の条件をつける、もしくは規制をつけることによって利用が進んだということのようです。欧米で逆の結果になっている原因は何なのかを私なりに考えているところですが、特に欧州型については、基地業務の会計分離、要は使用料金の透明性を担保するために会計単位を分けて、それによって明確な原価計算、もしくは利用料金の計算手法が確立されたこと大きなポイントではないかと思っております。そこで、日本において今後、会計分離、場合によっては基地保有・運営会社として法的に別会社化するとか、そういうことを今後、検討する余地があるのか、全く検討の俎上に乗らないのか、このあたりについてお考えを事務局にお聞かせいただきたいと思えます。

○ガス市場整備課長

欧州については永田委員ご指摘のとおりで、料金をきちっと定める、そして規制機関が認可をする国もありますので、会計分離を求めています。アメリカは交渉型ですので、会計分離や料金規制はありません。

仮に日本で制度を置く場合、料金に関する規制をどこまで設けるかですが、14ページの②で提案しているのは、導管の託送料金は基本料金プラス単位量当たり幾らかという二部料金制で届出がされています。導管は、大体自分で使う場合、あるいは人に貸す場合、どれぐらいの流量があるのか予測流量を定め、割算することによって単位量当たりの料金が出てきます。LNG基地は、第三者がどれぐらい使いたいと言ってくるかわからないし、その内容に相当幅があるので、あらかじめ単位量当たりの料金を定めることはなかなか困難です。ただし、基地にそもそもどれぐらいコストがかかっているのかは、割算のタイミングは利用希望の話が来てからかもしれないが、最初に行うべき足し算はできるのではないかと。この足し算を適正に行うためには一体どの程度の

費用がかかっているのか確認が必要だと思います。その確認をするために会計分離まで求めるのか、法的分離まで求めるのか、そこは選択肢としていろいろがあると思っております。

○永田委員

選択肢としてあるということで、最初の課長のご説明の、いわゆるレートメイクのプロセスをきちんと精査、チェックすることと、それを一段進めた会計分離、もしくは法的分離、段階的にステップアップする方式を検討する余地があると理解すればよろしいのでしょうか。

○山内委員長

そういうことでよろしいですね。

○ガス市場整備課長

はい。

○柏木委員

基本計画の中にも書いてあると思うんですけども、これからシェールガスの問題だとか、あるいは世界のガス市場の融通体制、売買体制が少し変わってくると、ガスのコストというの場比較的下がると可能性が大きいのではないかと考えていまして、特にガスシフトという方向になりますと、ガスの需要増が、例えば石油からガスへのシフトだとか石炭からガスへのシフトだとかが進んでくる可能性があって、長期的に見ると、ガスシフトが起きれば需要が増えてきますから、もちろん基地は増やさなければいけなくなってきて、そのときに新規参入者が合理的に参入できるようにすることは非常に重要なことだと。

ですから、長期的に見たら今、提案されている内容に関しては正しい方向だと思いますけれども、翻って現状をぐっと睨んでみますと、ガス事業者がどういうことをやっているか後で詳しくお伺いしたいと思いますが、需要が大体地域で独占されていますから、もちろん自由化はされていますけれども、量がわかっていて、20年とかかなり長期の契約をして、それに合わせてなるべく適切な大きさの基地をつくっておられるんだろう。これがやはり総括変化でずっと引いてきて、そんなに大きなものをつくるわけにもいかないし、適切な量で、かつ少しピークするとき、冬だとか——に合わせて電力と同じように大きさを決めているんだろうと推測するんですね。もちろんそれに予備率は少しあるんだろうと思いますが。

そう考えますと、現状においてこういう、完全に基地まである一定の部分オープンにするという、割合がよくわからないとそれに対してイエスだとかノーだとかなかなか言いにくい状況だと思っております。

その背景にあるのは何かというと、例えば予備率があって空いているときに、それをすべての部分か、あるいは一部分かを義務化して貸すとかいう話になりますと、例えば調達戦略に、今ま

でガス、電力がなるべく安いときに少し余っているところをうまく利用しながらそこを埋めておく、そして高いときには買わない、そして全体最適化を図っていると言っても過言ではないと思うんですよね。事業者ですから。ですから国際的な観点から、その調達戦略に対してこの義務化を行うことに、現状レベルですら、現状レベルで持っている今の基地のある一部分の開放を義務づけることが、国際的な観点から調達戦略に影響をどの程度及ぼしていくのか、もしできればコメントをいただきたいなど。判断する意味においてもですよ。

それからもう一つ、例えば外資が、もちろん外資は自分の中の国産のものを液化する。もちろん原価で液化して、そして運んでくる。そうすると、外資はそれを一定の割合借りて中に入れておいて、すぐそばに発電所をつくる。発電所をつくりますと、もちろん日本はみんな輸入してきますから、ある程度高価なLNGの価格にならざるを得ない。産油国に比べて。電気に返還したときに、電気はほとんど、水利用の電源だとすればほとんど同じ、14円とか15円とかそのようなオーダーだと私は思っております、ところが外資系の場合に、安い天然ガスで比較的安い電力ができて、それを売るときには日本の価格に対してちょっと安くすれば売り切れて、そしてガスとセットメニューで売っていく場合もあり得るわけで、これはある意味で、ユーザーにとってはもちろんいいんですけれども、回り回って考えてみると国の富がある程度そういうところに流れていってしまう可能性もあるのではないかと思っております、外資に対する制約を、これから貸し出しOKにしたときにどのように考えていくのかもあわせて複眼的に考えていかないと。

現状の基地の開放に関しては慎重に考えるべきだと思っております、以上、申し上げましたことのポイントは2つで、方向性としては、これは自由化して新規参入者を増やすという意味では私は異論はないんですけれども、ガスシフトが起きて需要が増えたときに、この新たなものに対して適用することに対しては何ら問題ないと私は思っておりますけれども、既存のものに関して、もうぎりぎりの線でやっていて、バイエリンパワーとかいろいろ複眼的に考えたときに、どういう制度設計で持っていくのが明確にならないとなかなか、現状のものに対する開放の義務化とか開放のナントカということに関しては多少慎重に考えなければいけないのではないかとというのが私の考え方です。

○山内委員長

特にご質問は、よろしいですか。

○柏木委員

コメントとして聞いていただければ。

○松村委員

まず、事務局の資料に関する質問です。14ページ、「一律の料金表を示すことは困難と考えら

れるため」というのは合理的で、確かにその通りだと思います。料金算定のルールを定めて届け出ることを求め、これが不当な差別的取扱いをするもの等、不適切な場合には変更命令、とありますが、この「不当な差別的取扱い」というのはどのような状況を念頭に置いているのか。

具体的に言うと、料金水準は基本的にコストベースであるという認識でよいのかを確認させてください。すべての人に同じ料金を要求するのであればどんなに高くても構わない、どんなに高くなる算定方式でも構わないということだとすると、実際に保有している人はすさまじく高い使用料金だったとしても、自社のある部門は払うほうだけれども別の部門は受け取るほうなので、行って来いだからどんなに高い料金になったとしても耐えられる。しかし、新規参入者はすさまじく高い料金では使えない。形式上は差別的な取扱いにはなっていない、自社が使うときにも同じ料金を請求するからというのでは、ほとんど無意味なルールになってしまう。したがって、当然これはコストベースですよ。

そのコストベースと言うときに、どこまでギリギリとコストに合っているのかを見るかは別として、新規参入者がこのルールはおかしいのではないかと言ったときに、基地の保有者は「これはこういう理由で、こういうコストベースの考え方でやっている」という説明を求めるとい程度には、当然にコストベースでなければいけないというのは入っているのですよね。コストベースでなければ不当な差別的な取扱いというところに引っかかると理解してよいのですよね。この点を確認させてください。

2点目。④の正当な理由のない利用拒絶の禁止。こちらは「不当な」ではなく正当な理由がない場合にはだめだと言っているわけですから、原則としては拒否してはいけないということになっているのだと思いますので、これはよい整理だと思います。ここで「LNGが安価な時期に機動的にスポット調達を行う等の計画を有している場合には、そのための適切な余力分については留保を認めてはどうか」ですけれども、これを拡大解釈すると「余力は一切ありません」と幾らでも言える。「安くなったらスポットで買おうと思っています。今、空いているように見えるかもしれないけれども、この分はその可能性があるものなので全部留保します」と言ってしまったら、事実上、開放しないことになってしまっていて、これを正当な理由と認めてしまうと、ほとんど無意味な開放になりかねません。

ただ、ここで「スポットを行う等の計画を有している」なので、「安くなったら買うつもりです」という抽象的なものではなくて、もう少し具体的な計画を有している場合には認めるということで、これを理由に挙げたら何でもOKということでは当然なく、相当具体的な計画がある場合にのみ正当な事由と認めることを確認させてください。これが余り拡大解釈されたら困る。

それから、基地建設のインセンティブを損なうというのが、前の事業者のところにも第三者利

用を促進し過ぎるとそうなるという議論はありました。今回の事務局提案程度のことで、そのようなインセンティブが損なわれるほど建設のインセンティブが脆弱であるとするならば、ガス版の電力利用広域機関のようなものをきちんとつくり、建設などに関しても計画をそこでつくることを考える必要が出てくるのではないかと。建設も全部民間事業者任せでもいいのかという議論をせざるを得なくなると思います。

この「インセンティブを損ねる」という、ためにする議論が何でもかんでも振り回されないように、本当に損ねるほどの厳しい規制がかかっていない状況でこのような安直な主張が出てこないように、きちんと考えるか、あるいはもし本当に損ねるのであるとするならば、既に述べた機関の設立を検討することを考えるべきだと思います。

○山内委員長

最初と2番目のご質問でよろしいですか。

○松村委員

はい。

○ガス市場整備課長

料金の算定の仕方は、コストベースが基本だと思います。そうでないと料金の定めようがないと思います。導管とLNG基地の位置づけは異なる点があるということをお大前提にして、制度の比較として申し上げますが、現行の導管事業者についても事業は届出で、託送料金についても届出です。一般ガス事業者の導管の託送料金も届出ですが、これは小売料金が認可制になっているため、その段階で審査が入ります。導管事業者も届出ですが、託送料金の計算方式、託送約款の定め方は、基本的に一般ガス事業の条文を準用しているので、同じルールになっています。

そして、事業者が料金を定めて届け出るが、届け出た料金を含む供給条件について、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでない、供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないことを求めています。実際の不当な差別的扱いとは、ある人だけ異常に高くする、あるいは導管を所有している事業者以外の事業者が使う場合は異常に高くする場合、これは不当と考えられます。そのように高くなった結果、誰もその導管にガスを流そうと思わない状態になっているかを見るということです。妥当な価格であって、この人には高いけれどもこの人には安いということではないことを確保することとしています。

実際のルールは省令以下で書かれていますけれども、そういう趣旨で導管の託送料金制度は定められています。ここに書いた趣旨は、同じような条文のルールを定めるならば、今の導管事業者に対する託送料金に対する規制と同じことが定められるのではないかとこの発想で提案させていただいています。

余力についてのご指摘は、基地をつくるのは大きな投資判断が必要なので、余力を認めないとそういう判断に至らない場合もあるということ、せっかくつくられている基地があって、仮に使われていない部分があるならば社会全体で有効に使いたいことのバランスの中でどう考えるかという趣旨であり、どちらかを強調するという趣旨ではありません。したがって、そういう余力を認めるべきではないかという必要性は認めながらも、幾らだったら余力として適正なのかという評価の仕方、指標はきちっと定めておかないといけないと思います。基地を所有している事業者が、「全部必要ですから貸す気はないです」と言ったらそのまま認めるということではなく、どの程度の余力であれば妥当なものとして認めるかという制度が当然入ってこなければいけないと考えております。

○松村委員

事務局の資料のことは、よくわかりました。

もう一つ、石油連盟に出していただいた消費寄託方式というのは非常に合理的であると感じたのですが、基地の事業者のほうから、この方式は困る、問題が起こるといえることがもしあるとすれば、どのような問題点があるのか後ほど教えていただけないでしょうか。

特に大きな問題がなければ、基本的にこれをベースに考えるべきだと私は考えました。

○山内委員長

後ほどでよろしいですか。

○松村委員

はい。

○古城委員

まず1つは、LNG基地の性格ですが、私は、既存のLNG基地とこれからつくられるLNG基地の取り扱いを分けた方がよろしいのではないかと考えています。

LNG基地が非常につくりにくいから自然独占だという議論がありますが、つくりにくいという点では余り変わらないと思うんですね。でも、既存の基地はガスとか電力が独占のところに、必ずコストが回収できるという仕組みのもとでつくられています。これに対して、これからの基地はそうではなくて、非常な競争の中でつくるわけですから、設備投資が回収できるかどうかかわからないという状態で無理してつくったのに、うまくいったときにそのリターンはみんなシェアしなければいけないというのでは、やはり投資インセンティブが損なわれるから、今後の基地はやはり規制しないで、リスクを背負ってもらった人がきちんとリターンを取れるような仕組みで運用する。過去のものは、やはり回収が保証されている中でつくられたわけですから、導管と同じような取り扱いで分けたらよろしいのではないかと考えています。

2点目は、したがって、既存の基地については導管並みの割と強い規制が必要ではないかと思っています。これまで相対交渉でなかなか利用が進まなかったというのは、需要がなかったという説もありますけれども、非常に使いづらいということもあったのではないかと思います。電気ですと、送電線を利用する場合どうしているかという、電力会社が昔から送るために使っているという計画潮流というものを示します。それから、場合によっては使うかもしれないというマージンをとりまして、残ったところを空き容量として開示しているわけですね。だから新規の参入事業者は、あの電送線のうちの空き容量を考えて、いろいろ計画を立てたりするわけですから、ガスの導管や基地も、今、言いましたように電力会社、ガス会社が「ここはこういうふうに使います」「ここはこういう予定で使います」「ここはマージンとしてとっておきたい」「ここは空きます」と示すことによって新規の利用業者は基地が空いていることがわかるわけで、そうしたらそれに応じて利用計画をつくれることになりますので、私は、今、言ったような開示が必要ではないかと思っています。

それをやることによって、マージンというのは、先ほどありましたようにもしかしてガス会社がマージンを操作して「空きはない」と言う危険もあるんですけども、マージンという形で開示しなければいけないとしたら、おかしな利用の仕方等は見ればわかるわけですから、それは制約がつくと思います。

もう一つは、非常に厳しくするならマージンについて、とっておいて実際使わなかったらキャンセル料を取るようになっておけば、空マージンの押さえみたいなものは抑制できると思いますので、基地については利用促進のためにもうちょっと情報開示を強める必要がある、このように考えています。

○引頭委員

基本的には事務局がご提示されたご案に賛成ではあります。やはりLNG基地は日本にとっての重要な社会インフラの1つであると思いますので、第三者に対する開放も義務づけを、法できちっと決めていくという方向には賛成ではあります。

しかしながら、先ほど柏木委員がおっしゃったように、今後いろいろな分野でのガスシフトが起こる可能性があること、あるいは総合エネルギー企業といった事業形態が出現する可能性があることなどを考えますと、もしかしたら将来的には、LNG基地というのは今、私たちが想像している基地の性格とは異なる使われ方をされる可能性も想定しなければならないのかもしれない。今それが何とは申し上げられないのですが、基地保有者がその基地を使っている自由にはいろいろな自由にはビジネスができるような可能性を残すという意味で、少し自由度を残したほうがよろしいのではないかと考えております。

しかしながら、今、いろいろな委員の方がおっしゃったように、開示であるとか予見可能性を利用者にお伝えするという事は、また別途必要なことだと思います。ただ、1回決めたらそのルールだけを守っていればいいということではなく、開示をしながらどんどん内容を改善したり、新しいメニューを基地利用の中にも入れていったり、というような考え方も必要ではないかと思っております。

あと2つ、質問がございます。1点目は、13ページの利用想定者からのご意見の中で、基地の利用目的についてのご要望があったと思います。ガス事業にフォーカスしないでいろいろな事業についてもということだったと思いますが、事務局としてここはどのようなお考えなのかをお聞かせください。

2点目は、これは石油連盟様とか東京電力様にお伺いしたいのですが、ネットで公開されている、いわゆるLNG基地の利用の取扱要綱についてです。大手の内容を少し拝見したところ、書類を整えて申し込みを受けてから実際、可否が出るまで最長で3カ月かかるというようになっておりました。一般的な民間事業者からすると、申し込んでから3カ月も成否がわからないというのは事業を進めるうえで、非常に問題があるように感じた次第です。ただ、もしかしたらエネルギー業界は3カ月ぐらいは、LNG船の契約も20年だとかそういう長い期間なので問題無い、ということなのかもしれませんけれども、果たして実態はどうかについてお伺いしたいと思います。

ただし、かといって、法で「何カ月以内」にすべきということを私は申し上げたいのではありません。実際に使われてはませんが、現在の要綱の中に「3カ月」という数字が入っております。これが何と申しますか、業界のデファクトとなってしまうと良いのか疑問を持ちましたので、その点確認させてください。

○ガス市場整備課長

利用目的については先ほど申し上げたように、今の適正取引指針の対象も主体は問わず適用対象になっています。3ページの表で「適用法規」とあるのは保安の規制がLNG基地にもかかっていますので、その適用法規とご理解ください。ガス事業法でガス事業者が置く場合はガス事業法の保安ルールという意味です。内容は基本的に同じで、電気事業者の場合は電気事業法、それ以外の事業者あるいは複数の業種の合弁である場合は高圧ガス保安法の対象になっています。指針の方は広い意味でのガス事業の新規参入促進のために定めたものなので、ガス事業者以外の基地も対象になっています。エネルギー基本計画にも示されたように、総合エネルギー企業というものをこれから生み出していく観点からは、その基地に入るLNGが発電に使われるのか、都市ガスの卸や小売に使われるのか、あるいは基地によってはその他の工場の自己使用もあるかもし

れませんが、それらの目的で対象を分けてしまうと少し窮屈な利用になってしまうし、結果的に利用度が低くなってしまっておそれがあると思いますので、そこは問わずにやるべきだということです。実際、各地にあるLNG基地は、どれかの目的だけに使っている基地の方が少ないという実態があります。したがって、「利用目的がこういう場合だけ開放してください、それ以外の場合は開放しなくていいです」という発想ではない形で制度設計を考えていきたいと考えております。

○山内委員長

2点目はポイントのご質問なので、石油連盟さんのほうからお願いいたします。

○押尾石油連盟事務局長

2点目のご質問だけでよろしいですか。松村先生の……

○山内委員長

全体については後でまた。ポイントの点についてお答えいただければと思います。

○押尾石油連盟事務局長

ただいまのご質問に関しましては、できれば3カ月を短くしていただければと思うんですが、もし3カ月より短くできないということでございましたら、逆に、なぜ短くできないのかを教えてくださいいただければと思います。

○杉本委員

今の「卸取引の選択肢拡大に向けた環境整備について」というところからはちょっと外れるかと思いますが、新規参入者がLNG基地を利用して家庭にガスを供給する場合、そこから私たちの家庭に届くまでには複数の事業者の導管を通ると思うんですね。そうすると、託送料金が加算されていくと安いガスは供給できないのではないかと思います。そうすると、今まで地元のガス会社から供給してもらっていたのと同じとか、高いとかいうことでは自由化のメリットがないと思うので、託送料金を加算することを解消するようなことが重要だと思っています。

○山内委員長

その他、委員の方でご発言ございますか。

委員のご発言が一渡り終わりましたので、オブザーバーの方にご発言を願いたいと思いますが、委員のご発言の中にはオブザーバーの方への質問とございますか、ご意見のお伺いがあったと思いますので、それも含めてお答えいただければと思います。

どなた様でも結構ですが、いかがでございましょう。

○川岸日本ガス協会常務理事

日本ガス協会でございます。

まず最初に、今後の基地利用制度設計に関するお願いを申し上げたいと思います。

現在、LNGの調達価格につきましては、国民レベルでその引き下げを強く求められているところでございます。私どもLNG買い主の一員といたしまして、制度設計に関するお願いを申し上げたいと思います。

ご存じのように、この数年間でLNG市場の流動性が高まっております。スポット契約や短期契約の比率が上昇しておりまして、さらには仕向け地制限がない米国産LNGが立ち上がってまいりますと、その傾向はますます強まるものと思われまます。すべてのLNG買い主にとりまして、このように流動性が高まりましたLNG市場においてスポットLNGの調達や海外の企業も含めた他のLNG買い主と協同してのLNG受け入れ時期の調整など、基地能力を活用したさまざまな取組を行うことによりまして、LNG調達価格の引き下げを図っていくことが必須でございます。

つきましては、このような取組が阻害されましてLNG調達に悪影響を与えることがないよう、慎重な制度設計をお願いしたいと考えております。

次に、先ほど消費寄託の方式についてというご質問がございましたので、これについてお答えさせていただきますと思います。

やはりもともと新規の利用者の方によりましては、ルーム貸しのほうがいい場合もあると思えますし、消費寄託のような形をご要望されるケースもあると思えます。現在、私どもにつきましては、どちらか一方しか受け付けないというという対応はしておりませんので、それぞれのご要望をお聞きいたしまして、そのための受け入れ余力があればケース・バイ・ケースで対応を考えていきたいと考えております。

ただし、この消費寄託の考え方は、既存の基地事業者のLNG契約と、新たに余力を使われて入ってこられる新規参入者のLNG契約をあたかも1本のLNGの契約のように統合するといった考え方も入ってくるかなと思うんですけれども、そういたしますと、やはり配船計画の策定でありますとか、調整事項が出てまいります。そういたしますと、もう既に契約しております配船契約あるいはそのようなLNG契約の中の相手方の了解も得た上で調整するといったケースも出てくると思えますので、そういう部分では、やはり一定の制約があるものと考えております。

そういうことで、ケース・バイ・ケースで消費寄託についても対応は可能であろうと考えております。

○佐藤東京電力カスタマーサービス・カンパニーガス営業部長

東京電力でございます。

LNGの第三者利用に関しまして、我々の基本的な考え方といいますか、今の事務局の案を受

けまして意見を述べさせていただければと思います。

我々東京電力といたしましては、1月に新・総合特別事業計画を策定して認可を得まして、今、電気やガスの垣根を超えた総合エネルギー産業を目指しているところでございますので、今回のように、競争環境が整備されるという面ではありがたいことかなとは思っております。

ただし、今の適正ガイドラインの形から法制化まで行うのかということに関しては、ここら辺については、いろいろな議論をした上でご判断いただければと思っております。

また、こういうことが進むことによりましてお客様の選択肢が拡大すること、これは大変喜ばしいことであり、我々としてもその辺のメリットを十分認識しているつもりでございます。ただし、我々は電力事業も営んでおりますので、基地の第三者利用によりまして電力の安定供給への影響があるかないかというところは非常に危惧しているところでございまして、この辺のところも十分配慮していただいて、今後の検討を進めていただければと思っております。

さらに、今回の基地の第三者利用ばかりではなくて、競争政策という面では我々が前回の——前々回ですか——の小委員会でもお願い申し上げました二重導管規制の緩和ですとか、同時同量や保安などもあわせていろいろ議論していただきまして、競争環境の整備をお願いできればと思っております。

あと、先ほどご質問のありました消費寄託についてでございますが、消費寄託のイメージがちょっと、なかなかさっきのご説明では我々十分理解できたとは思っておりませんが、基地の第三者利用に当たりましては、LNGの特殊性といったところも十分考慮していただければと思っております。LNGにつきましては産地により性状が大きく異なるものでございますので、例えば水を幾つものバケツの中で混ぜると簡単に混ぜるといったものではございませんので、産地の違うLNGと混ぜることによりましてロールオーバー等の問題も発生しますし、BOGの大量の発生ということで安全性のところもしっかり検証していかなくてはなりませんので、その辺も踏まえまして、先ほどの基地のパターン貸しのところは、技術的な面も含めて検討することが必要であるかなと思っております。

あと、3カ月が非常に長いのではないかというご意見でございましたけれども、検討期間につきましては先ほど引頭委員からもご説明がありましたように、LNGについては長期の契約でございまして、それを年の契約にバラして、さらに月、週の形でバラしていきますので、船のデリバリーのところ、それからタンクから払い出す需要のところでございますね、この辺のところもしっかり見ていかないと基地の運用はできませんので、その辺のところを精査する意味でのお時間だをご理解いただければと思っております。

需要のほうも、これは計画的に与えられるものではございませんので、需要はある意味、生き

物のようなものでございまして、景気がよくなれば払い出し量も増えるといったところもありますので、その辺もしっかり考慮いたしまして、安定供給を第一にというようなことで検討する必要がありますので、今のところ3カ月というお時間をいただいているところでございます。

○押尾石油連盟事務局長

先ほどの消費寄託の場合のデメリットに関してですけれども、あえて言いますと、いろいろな利用者が参加することになると思いますので、計画どおりに払い出しをすとか、あるいは在庫を計画どおり搬入しないといった場合に、予定量に対して過不足が生じて全体の供給に支障が出る可能性もございますので、利用者が払い出し量とか搬入量、こういったものをより遵守することが必要になってくるのではないかと思います。

また、予定が変更になったりした場合に全体計画の見直しなども柔軟にやっていく必要があるのかなと言えらと思います。

○山内委員長

ありがとうございました。他によろしゅうございますか。

委員の方で、何かご意見ございますか。

それでは、基地の第三者開放につきましての議論ですけれども、私の感想を申し上げますと、事務局の提案について大きな反対はなかったと思っております。ただ、幾つかの点で考慮すべきことが指摘されたと思っております。例えば、1つは基地建設のインセンティブの問題、あるいは料金算定のルールの問題、それから基地の余力をどのように把握するかという問題、それからトータルとして情報開示をどうするか、こういう問題が皆様からご指摘されたと思っております。

ですから方向性としては、事務局のご提案ということではありますけれども、今、申し上げたような点についてこれから詳細に議論を進めていただきたいという形にさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは議事を進めますが、論点4-2、卸取引の活性化と透明性向上についてを議論いたします。

事務局から資料のご説明をお願いいたします。

○ガス市場整備課長

資料の説明の前に、委員長のご指摘のとおりで、先ほど説明の中で申し上げたとおり、複数の事業者が同じ基地を分け合って使うという事例は日本にも存在しています。そういう現実の例も参照しながら、料金の算定方法、余力の算定方法は借りの側、それから提供する側、それぞれのメリット、デメリットに配慮しながら決めていくべきだというご指摘だと思います。そのような実態も参考にしながら、詳細な計算方法なり評価方法にはどういうものがあり得るか、これから

こちらで検討していきたいと思えます。

それでは、資料の説明に入ります。資料3の15ページをごらんください。論点4-2、卸取引の活性化と透明性向上です。このページでは、まず、日本のガス事業法の卸取引に関する制度改正の経緯を紹介しています。現在、ガス事業法には卸取引の規制は設けられていません。託送制度導入に伴い卸市場への新規参入が見込まれるために、規制は必要ないと判断し、段階的にこれを廃止しました。しかしながら、現状を見ると、ページ下の(2)ですが、卸に対する競争の新規参入がないために、卸元事業者が1社に集中しているガス事業者が第3グループを中心に存在しています。第3グループは、ここに書いてあるように全体で117社あり、うち74社が関東甲信越に集中していますが、24事業者が複数から卸を受けている一方、93事業者は卸元が1社に集中している実態があります。この現状を踏まえ、17ページの中ほどにあるように、小委員会が実施したガス事業者ヒアリングにおいても、卸取引の活性化のため欧米に例がある天然ガスの卸取引所を設けてはどうかという意見がありました。

(3)でアメリカやヨーロッパの卸取引所の状況を紹介します。19ページの表をごらんください。各国の卸取引所の概要です。これらの取引所は、それぞれの地域でガスや電力の自由化が実施されたのと軌を一にして整備されています。ガスの方は、基本的にはいわゆるザラバ方式という証券取引所と同じやり方です。「どれぐらいの量が幾らだったら買います」という申し込みと「どれぐらいの量が幾らだったら売ります」という申し込みを時々刻々とお互いに提案していただいて、話が合ったら契約成立という取引を続けていきます。ただし、株で例えるなら銘柄でしょうか、それが複数設定してあり、2日後のガスの取引であるのか翌日なのか、半日後なのかという、いつのガスの取引を対象にしているのかは分けてある例が多いようです。取引所が実際どれぐらい使われているかですが、全体の取引の1%程度にとどまっているドイツの例もありますが、イタリアやフランスでは天然ガスの取引の1割以上をこの取引所で扱っているとのこと。残りは相対取引ということです。なお、ドイツの取引所においては相対取引の精算もやっているとのこと。

この取引所のメリットは海外視察でヒアリングもしましたが、相対の交渉をする必要がない、「とにかくこの量だったら幾らで売りますよ、だれでもいいから買ってください」と、いちいち交渉をせずに安いコストでガスを販売できることが挙げられています。買う側にとっても、安いコストで必要な量、望ましい価格で調達できること、それから、この取引所があることによって、大体その時期ガスは幾らぐらいで取引されているのかという相場が出てくるので、それは相対の交渉をする際にも参考になるという意味で、一定の評価を得ているようです。

19ページをごらんください。このような欧米のガス取引所と似たようなものは、日本では電力

では存在しています。それが日本卸電力取引所です。この取引所では、20ページの3行目にあるように、取引所対象としている取引はスポット取引、時間前取引、先渡取引などです。取引の方法は取引内容によって異なっており、スポット取引や時間前取引ではブラインドシングルプライスオークション方式という、ザラバ方式と異なり、例えば翌日の取引については前日の何時までに「幾らだったらどれぐらい買いますよ」「幾らだったらどれぐらい売りますよ」買う側、売る側それぞれ自分の希望量、希望価格を登録し、お互いが幾らでそれを登録したかはわからない方式をとっています。量を横軸、価格を縦軸にとった場合、供給曲線のほうは「高い価格で売れるならばたくさん売りますよ」ということで右肩上がりの曲線になるわけです。需要曲線のほうは「安いならばたくさん買いますよ」と今度は右肩下がりの曲線になります。その両方の曲線がクロスする点が必ず出てきます。その点において申し込んだ人はその価格、その量の範囲で契約成立となります。コンピュータで計算した結果、契約成立の通知が該当者に自動的に届くのだそうです。それが、このブラインドシングルプライスオークション方式です。これらの取引方法によって、日本卸電力取引所で小売販売の総量の約1%が取引されているという実態があります。

20ページの(4)の第2段落をごらんください。日本では、ガスについてこの電力のような取引所、あるいはヨーロッパにあるような取引所は現在、存在していません。一方、卸取引所については今の例に見られるように、取引が標準化され取引コストが低減されること、透明かつ公平な価格形成が図られることから、こういうものがあると卸取引の新規参入も容易になる効果もあり、取引をそうした面で改善するメリットもあるのではないかと考えられます。

ただし、取引所はもともと売り手が複数いないと意味がないものです。日本のガスの供給網は、電気と違って完全にはつながってはいない状況です。電力においては全国のどこからどこに電力を流しても、基本的には単一の託送料で送れるという実態がありますので、売り手もたくさんいるし買い手もたくさんいる中で、この取引所は使われているのですが、ガスの場合、仮に託送料金がニュートラルだという前提になりますと、同じ会社が保有している導管網にぶら下がっている売り手と買い手でこういった取引が成り立つのだらうと思います。そうすると、買い手がたくさんいる導管はあるのですが、売り手はどうしてもせいぜい2社ぐらいになってしまいます。先ほどの基地開放の議論などの結果、卸側もたくさん増えてくればこの取引所がうまく働く可能性もあるのかもしれませんが、今、2社ぐらいしかない中で、そもそもこの取引所という方式がうまく機能するのが1つ論点になると思います。その論点も含めまして、日本でガスの卸取引所をつくっていくことについてどう考えるかご議論いただきたいと思います。

○山内委員長

今、ご説明いただきましたように、卸取引所の議論ですね。海外の事例、電気の実例を挙げて

いただいて、そのメリットはということですが、ガスの場合にはなかなか限定的なこともあるということでございます。

これについてご議論願います。どなたかご発言があればお願いいたします。

○引頭委員

ガスといえども、中期的には卸取引所というのは非常に重要な役割を果たすとは思っております。ただ、今、横島課長からご説明があったように、短期的にはなかなか売り玉が出てこないというのが実態でございます。株式市場の場合もそうなんですけれども、参加者が少ない中で新しく市場を創設しても、取引所として賑わいは得られません。他の業種ではございますが、そういう意味では証明済みなのかなと思います。

そうはいつでも今後、自由な取引を活性化させるために一体何ができるのかということについて、最後の結びにも書いてありますけれども、十分に調査・検討して次の議論に備えていくことが現段階では必要と思っておりますので、方向性としてはそのとおりでと思います。

○永田委員

基本的には事務局の案に賛成でございます。より実態を踏まえた調査をやることと、成立するかという検討から始める、これ自体は賛成でございますけれども、電力のときも、やはりこの卸電力市場を利用してより電気料金を安くするよという議論をしたわけですが、基本的にはそのときも、やはり料金の審査の過程で卸電力市場に玉を出せるような、電気料金審査上、事業者にメリットが出るような工夫をしたわけでございます。

やはりそういうことも含めて検討を重ねないと、要は事業者側にとってインセンティブがある、もしくは供給しないことによるデメリットが発生する、その両面から制度設計しないと、現実的にはなかなか卸ガス市場は活性化しないのではないかと。そのあたりも踏まえて検討が必要ではないかと思えます。

○松村委員

卸取引所に関して、(4) 論点の2段落目ですが、これは元々の議論からすると、この自由化に合わせてすぐにでもつくるのかと一時期思っていたのですが、それに比べると長期的な課題に格下げになったと理解しています。これはリーズナブルだと思う。いろいろな意味で取引所は電気に比べて難しいので、長期的にこの火は消さないけれども、自由化に合わせたタイミングですぐつくるのは相当難しいかもしれないということを率直に認めたということだと思います。私は賛成します。

そうすると、(2) のところは、これからきちんと調べて考えますということですから、自由化の状況に合わせてきちんとやれることは最初に書かれていることだけになる。ここが非常に重

くなると思います。

この監視が実効性あるものになるように、きちんとお願いします。

そして、既存でも卸契約がされていて、それに関しては卸供給を行っている事業者のほうで小売価格よりも高い値段でなど売っていませんということを、かなりはっきり言っていたいただいと私は認識しているのですが、したがって、監視が入ったとしても痛くもかゆくもない、今まで通りやったとしても決して引かからないということだと思えます。

ただ、買うほうとしては、きちんと監視するということになれば安心できると思えますので、決して無駄ではない。

より重要なのは、これから家庭用も含めて自由化するとすると、大口で買って小分けにして売るタイプの事業者が参入してくる可能性が出てきて、この事業者に対して不当に高く売らないことは極めて重要なことです。今までだって大口の価格に比べて卸価格を高くしていませんでしたということが、そのような新規参入者に対しても必ず貫徹するようにお願いします。

電力に比べても、ガスの大口の価格は必ずしもはっきりしていない。それは必ずしも悪いことではなく、比較的件数が少ないので全部公表すると個社ごとの販売価格がわかってしまうなどということだってあり得るといった事情があることは充分わかっています。逆に言うと監視のほうは相当厳しくしないと機能しないことになると思えますから、このあたりは、きちんと監視されていて、不当な料金を請求されることはないということが安心できる程度にきちんと体制を整備することも重要だと思えます。

それから、事業者は今まで決してそのようなことはしていないとさんざん言ってきたわけですから、少なくとも新規参入者からそのような疑念を持たれるような高い価格では決して売らないように、ぜひお願いいたします。

○柏木委員

今、論点の一番最後、21ページに事務局の考え方が書いてありますけれども、日本の場合にはほとんど輸入となりますと、国内でガスが出てパイプラインが整備されて、そして需要と供給の関係で市場が形成されていくことがすごく重要な点だと。そこに至る前の過程で取引所をつくったとしても、出す人は限られている人たちだけで買ってくるのも限られているわけですから、なかなか本格的に機能しない可能性が強い。ですからこういう書き方になったんだろうと思うんですね。海外の取引所の、日本に似たようなところをよく考えながら活性化するための効果について調査を進めて、我が国でガスの取引所が成立し得るかどうかの検討を進めるというところが今の政府案だとしますと、妥当なところだとは思えます。

そう考えると長期的に、やはり日韓で、例えばアジアハブをつくるとか、これはやはり輸入し

てくることとなりますけれども、玉が大きくなって、日韓で対馬につくるとか済州島につくるとか国際インフラみたいなものが仮にできてくれば、また少し市場は活性化するかもしれませんので、今、一生懸命私はソウル大学と東京工大とで日韓の国際インフラを、ガス・アンド・ワイヤー・アンド・ファイバーという形で研究会をして、問題を洗い出しながら国際インフラのあり方も検討している最中で、一応MOUを韓国・ソウル大学の教授と私とでこの間、数カ月前に締結してやっていますから、そういう国際的なものを含めた上でこういうことを考えていくのが、これからも非常に重要なのではないかと思う次第です。

単なるコメントです。

○山内委員長

この問題で他にいかがですか。特によろしゅうございますか。

何名かの方からご意見いただきましたけれども、基本的に事務局ご指摘のように、現段階ですぐに取引所ということではないのかなということ。ただ、長期的にといいいますか、時間を置いて引き続きこの可能性について検討していくことは必要だという皆さんのご指摘だと思います。そのときにいろいろな視点が必要だということで、今の柏木委員のように国際的なということも含めてご指摘をいただいたと思っています。

一方で、そういうこととなりますと現状どうするかということで、何らかの監視といいいますか、法的な国の関与が必要である、こういうご指摘もあったように思っております。

そういう形でこの問題については皆さんのご理解が得られたと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議題は以上でございますけれども、その他、特段のご発言ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後に今後の予定について事務局からご説明をお願いいたします。

○ガス市場整備課長

次回、第12回の開催については、7月31日に開催することで委員の皆様のご了解をいただいております。議題は追って連絡いたします。

○杉本委員

すみません、ちょっとお話しさせてください。

今回の資料の中には海外の事例なども入れられて、私みたいな素人でも理解しやすいようできていて、とてもありがたいと思っております。

私、6月のこの委員会で、消費者が自由化を理解するために海外の事例等を出していただきたいというお願いをしたんですけれども、これは出していただけますでしょうか。

○ガス市場整備課長

今日の議事も含めて、3月に提示した論点で一通りの議論が進んできているところですが、杉本委員から、特に自由化の消費者へのメリット、それが海外で既に自由化を行っている国でどういう形であらわれているのか、あるいはそこに問題はないのか、それから需要家の保護のあり方についてさらに検討すべきではないかというご指摘をいただいております。そのご指摘を踏まえて、改めてそういう情報を紹介しながら、自由化というものをどう受けとめればいいのか、需要家の保護策としてどういうものがあるのか検討する回を設けたいと考えております。その際に、海外の例も紹介したいと思っております。

○杉本委員

今回の国民の意見の中にも、やはり消費者の不安というのか、わからないというところが多くあらわれていると思いますので、その辺もよろしく願いいたします。

○山内委員長

その他、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の議事は以上とさせていただきます。

3. 閉会

○山内委員長

以上をもちまして第11回ガスシステム改革小委員会を終了いたします。

熱心なご議論どうもありがとうございました。

—了—